

にて、社員総会議事録を作成した。

については、右持ち回り決議が

平成八年五月二〇日の定時総会における承認を踏襲した経緯があり、同人が右定時総会に欠席したことから、個別の同意書を作成し、署名押印を得た。その上で、東京都に対し、定款変更の認可申請書に右議事録と の同意書の写しを添付して認可申請をした。

なお、被告は、念のため、本件定款変更についての 合名会社の同意書を得て、右認可申請に当たり、これを添付した。

右認可申請については、平成八年六月二〇日に東京都知事の認可が得られ、同月二一日付けて定款変更の効力が生じた。

すなわち、本件定款変更については、まず平成八年五月二〇日の定時総会において 合名会社を含む社員総会の決議があり、これを踏まえて、改めて社員全員の個別承認を得たものである。

(2) 原告は、本件定款変更の手続につき、平成八年五月二〇日の定時総会

における 合名会社の賛成の意思表示は同社の目的外の行為であつて無効であるとの主張をする。

しかし、医療法は、営利を目的として病院等を開設しようとする者に対する許可を与えないことができる規定し（同法七条四項）、医療法人の業務の範囲を定めて商行為を行うことを禁止し（同法四二二条）、剰余金の配当を禁止する（同法五四条）など、医療法人の営利性を明確に否定している。

そして、医療法人の非営利性の原則からすれば、株式会社、有限会社などの営利法人は医療法人の社員とはなり得ない。営利法人が社員となつて医療法人の運営を通じて利益追求をするおそれがあり、医療法上定められた医療法人の非営利性が損なわれるおそれがあるからである。

これについては、厚生省の行政解釈においても明らかにされている。
したがつて、商法上の会社である 合名会社は被告の社員とは

なり得ず、同社は本件定款変更についての議決権を有しないから、

合名会社の賛成の意思表示が同社の目的外の行為であるとの主張は失当である。

(3) 原告は、被告の本件定款変更につき、持ち回り方式による決議は無効であるとの主張をする。

しかし、旧定款三五条（新定款二九条と同じ）には、民法六四条と同様、社員総会の決議について、あらかじめ通知のあった事項については書面決議も可能である旨が定められており、また、これを禁じる格別の規定はない。総会が開催された場合の定足数の定めは、書面決議を禁じる格別の規定とはいえない。

また、本件定款変更の認可申請書に添付した社員総会の議事録には、合名会社の署名押印を取り付けていないが、本件定款変更に関する同社の実質的同意は、平成八年五月二十日の定時総会で確認されて

いる。

さらに、本件定款変更是、社員全員の総意であったこと、平成八年五月二十日の新社員加入までの社員数は二名であり、被告が極めて人情色彩の強い法人であつたこと、被告の運営についてはを中心に入致的に限られた一族によつて行われてきたこと、本件定款変更是時定款をよりいつそう医療法の趣旨に忠実なものとする正しい意図・目的に基づくものであること、このような積極的目的を有する定款変更が専方で対内的にも対外的にも格別の不都合を生じることはないこと等の事情にかんがみれば、本件定款変更が社員の持ち回りによる承認によつてされたとしても、これを無効とすることは妥当でない。

したがつて、本件定款変更には、合名会社を含めて全社員もしくは全出資者の同意があり、本件定款変更に関する持ち回り決議は有效であると解される。

(4) 原告は、平成八年六月一二日付けの議事録が、総会を開催して決議したとの内容になっていることをとらえて、虚偽の議事録に基づく虚偽の認可申請を行つたものであると主張するが、総会の開催態様（開催場所、日時、出欠状況等）に関する記述部分に事実と相違する点があつても、本件の事情のもとでは、当然に非難されるべきものとはいえず、本件定款変更が無効となるものではない。

第三 当裁判所の判断

一 争点1、2（旧定款、本件定款変更の効力）について

1 前記争いのない事実に加え、証拠（甲一四の一ないし三、乙二の一ないし七、三ないし五、七、八、一四の一、二一、二二）及び弁論の全趣旨によれば、次の各事実が認められる。

(1) 被告は、明治一二年に創立された 病院が、昭和二一年に医療法人社団として法人化されたものである。

(2) 従来、医療法人の出資者が死亡して相続が発生した場合、その出資持分の評価において、その法人が有する含み純資産価値も評価される例が多く、広大な用地を有する病院が出資者の相続に伴う持分払戻請求によりその存立を脅かされかねないといったことがあり、(1)病院が敷地（賃貸借契約上の面積二万一千〇五坪。）につき借地権を有し、その資産価値が巨額であることから、(2)は、従来から自分の死後の 病院の存続を心配し、対策を検討していた。

(3) の次男であつた (以下「」という。) は、の要請を受けて、昭和六一年一二月、それまで勤務していた を退職して(1)病院に入り、昭和六二年四月に被告の理事及び 病院の院長に就任した。

また、(2)は、平成六年、に代わって被告の理事長に就任した。

(4)

は、理事長就任後、病院の存続を望む の意思を受けて、出資の

括戻しを願望する方向への定款変更に取り組むことになった。

は、病院の税務会計顧問であった公認会計士に定款変更についての検討を依頼したが、はからなかつたので、その後、弁護士に定款変更の検討を依頼した。右弁護士は、監督官庁である東京都との事前調整を経て作成した定款変更案を被告に提示し、被告は、これを検討した上、平成八年五月二〇日の定時総会に付議することとした。

平成八年五月二〇日までの被告の社員は、のほか、被告の監事であつた及び合名会社を含む三名であり、の出資額が一円、右三名のうち、が社員兼合名会社代表者として出席し、定款変更に賛成した。からは、体調不良のため右総会には出席できないとの連絡があつたため、事前に常務理事のが定款変更案その他の議案に関する資料をの自宅に持参して議案の説明をしたところ、は、

定款変更を含むすべての議案に賛成し、病院側に一任することを表明した。

なお、右定時総会においては、を含む六名が新たに被告の社員となることが承認された。

(四) 右定時総会の結果を受け、被告において、東京都に対する認可申請手続を進めたところ、東京都から、定款変更について個人社員全員の同意を取り付けるよう指導されるとともに、合名会社の承諾書は必要ないとの見解を示された。

そこで、平成八年五月二〇日より前から社員であった個人社員二名に加え、右定時総会において新たに社員となつた社員にも確認をとつたところ、各社員とも定款変更に異議がないと述べたので、被告において、定款変更のみを内容とする総会議事録(乙四)を同年六月一二日付けで作成し、持ち回りの方法により、を除く個人社員全員の承認を得た。

については、同年五月二〇日の定時総会に欠席していたことも考慮して、

個別の同意書（乙五）による承認を得た。

被告は、右総会議事録（乙四）及び右同意書（乙五）を添付して平成八年六月一七日付で東京都に対する定款変更の認可申請をし、同申請は同年二〇日付けで認可された。

（六）原告は、相続税の申告において、一から相続した被告に対する出資持分払戻請求権につき、出資額面で申告しており、その前提での相続税を納付した。

2 合名会社の地位について

医療法は、七条五項において、營利を目的として病院等を開設しようとする者に対しては開設の許可を与えないことができると規定するとともに、五十四条において、剩余金の配当を禁止している。また、同法五六条は、解散した医療法人の残余財産の帰属につき、定款又は寄附行為の定めるところによるものとし、当然に出資者に帰属するものとはしていない。

このように、医療法は、医療法人の營利性を否定しているのであるから、營利法人が医療法人の意思決定に関与することは、医療法人の非營利性と矛盾するものであつて許されないと解すべきである。

そうすると、本件においては、合名会社が被告に出資したことが認められるものの、同社は被告の社員総会における議決権を有しないと解される。

（三）旧定款においては、定款変更是総会の議決を経なければならぬとされ（旧定款三九条）、定款変更の議決は社員の三分の一以上が出席しその三分の二以上の同意がなければならないとされている（同三〇条）こと、及び、やむを得ず会議に出席できない社員はあらかじめ通知のあつた事項についてのみ書面又は代理人をもつて議決権を行使できるとされている（同三五条）ことにかんがみれば、旧定款は、定款変更が待ち回り決議によって行われることとは予定しておらず、本件定款変更是、旧定款に規定された手続に違反し

だものとすべきである。

- しかし、既に認定した事実及び弁論の全趣旨によれば、被告は、
心とする親族によって長年運営されてきた医療法人であると認められ、それ
に加えて、本件定款変更が初めて総会に付議された平成八年五月二〇日の定
時総会においては、
合名会社が出席し、形式的には社員の三
分の二以上が出席の上賛成し、
は事前に定款変更の議案に賛成の意思を
表示しており、同総会の時点では既に全社員が定款変更に賛成していたこと、
東京都との折衝の過程で指導を受け、定期総会決議により社員が新たに加入
したため、定款変更の手続を再度実施することとし、
及び
は再度定
款変更に同意し、新たに加入した各社員も定款変更に同意したこと、
本件定
款変更は、
病院の継続を願う
の意図を表現させる目的のもとに行われ
たこと等の事情にかんがみれば、本件定款変更是、
総社員の意思に基づくも
のであるだけでなく、被告の中心的社員であつた
の発意によるものであ
るのが相当である。
- 4
り、その目的も病院の継続を図るという正当な目的であるから、手続違反の
一事をもってこれを無効とすべきではなく、本件定款変更是有効であるとす
るものが相当である。
- 4
これに反し、原告は、東京都が認可した定款変更是、被告の虚偽の認可申
請に基づくものであるから本件定款変更の効力は生じないと主張する。
しかし、東京都が被告に対して定款変更について社員全員の同意を得るよ
う指導し、被告がこれに応じて社員全員の同意を得たことは前記認定のとお
りであるから、東京都の認可の対象となつた定款変更是存在しないとの原告
の主張は失当である。
- 5
なお、原告は、さらに、平成八年五月二〇日の定期総会の議事録及び同年
六月一一日付けの総会議事録における
及び
の署名は偽造であ
ると主張し、
の署名が偽造である根拠として、自己の名前を書き
間違えることは考えられないと主張する。

しかし、本件全証拠を見ても、の署名が偽造であると疑わせる証拠はないし、の署名についても、平成八年六月一一日付けの総会議事録における署名部分は、冒頭に「」という字が一度書かれて抹消されているものの、署名及び印影自体は同日付けの理事会議事録（乙六）や同年五月二〇日の定時総会議事録（乙七）と同一であると認められるから、及びの署名が偽造であるとの主張は採用できない。

二 したがって、本件定款変更是有効であるから、旧定款九条につき論ずるまでもなく、原告が払戻請求できる額は、新定款九条により出資額の限度である一〇八七万一四六九円にとどまるというべきである。

第四 結論

以上によれば、原告の請求は、出資額に相当する一〇八七万一四六九円の支払を求める限度で理由があるからその限度でこれを認容し、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所人王子支部民事第三部

裁判長裁判官

大 飼 眞 二

鈴 木 秀 行

裁判官

東 嶋 賢 治

右は正本である。

平成二年一〇月五日

東京地方裁判所八王子支那民事部三課

裁判所書記官

土屋 嘉

